

武藏村山市児童相談管理システム導入業務委託 仕様書

1. 件名

武藏村山市児童相談管理システム導入業務委託

2. 目的

昨今、児童虐待相談に対応する中で、今後増加する複雑な相談への対応をより一層強化するため、新たな管理システムを導入し各種業務の作業効率の向上及び個々の事例における支援強化が必要であることから、児童福祉推進及び適切な管理を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日（月）

4. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

（1）職員が利用しやすい画面設計およびWebシステムであること。

利用するブラウザはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chromeとする。（SBC方式「サーバーベースコンピューティング方式」は不可）

（2）ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。

（3）システム稼動後、平日（月曜から金曜）の午前9時00分から午後5時30分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。

（4）法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。

（5）本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼動を実現する上で必要なものは全て含めること。

5. 業務内容

（1）システムの業務範囲

①児童相談管理システムの構築

（ア）システム導入に係る要件定義・設計、開発・テスト、パッケージシステムの導入や環境設定、操作や運用研修を行うこと。

（イ）本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

（ウ）本システムが稼働する業務サーバーおよびクライアント端末に対し、必要な設定作業を行うこと。

② システム運用保守

ハードウェアとソフトウェアの保守は別途締結するものとする。

保守契約期間は導入後 60か月とし、以下の保守対応を行うこと。

(ア) 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。

(イ) システムの安定稼働のために必要なサーバー等のハードウェア保守、システム保守、運用支援を行うこと。

(ウ) システム保守には軽微な法・制度改正に伴うシステム改修を含むこと。なお、大規模な法・制度改正については別途協議するものとする。

(エ) 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。

(オ) ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。

(カ) システムに関する問合せ専用窓口を設置することで窓口を一本化すること。

(2) システムの前提条件

ハードウェアについては、システムに必要な性能・拡張性・信頼性が高い構成とすること。

ハードウェアについては、事業者にて提案した機器構成の調達まで含む為、受託者がハードウェア保守できる機器を選択・導入すること。

① サーバーの要件

(ア) 特定のハードウェアに依存せず一般的に市販されている汎用的なサーバー上で動作すること。

(イ) 利用者数や端末数に見合う処理性能の構成とし、業務データ保全の観点からも障害等を考慮した冗長化対策を施すこと。

(ウ) 各種ミドルウェア (データベース、Web サーバー、スクリプト言語など) はグローバルスタンダードなソフトウェアを採用すること。 (企業独自のミドルウェアは不可)

(エ) 業務データや操作ログなどのバックアップが取得できること。

(オ) 一時的な停電に対応できるように無停電電源装置 (UPS) を備えること。 UPS からの電力供給時間内にシステムの自動停止が行えること。供給電力の回復時にはシステムの自動再起動が行えること。

(カ) システム利用期間は最低 5 年間を想定すること。

(キ) 導入するサーバーの台数は次の通りとする。

1. 業務サーバー × 1 台

(ク) 現時点で想定するサーバーの仕様は次の通りである。なお、データベースなどのミドルウェアについては提案者が必要になるソフトウェア製品を提案すること。

以下に記載の仕様は想定の為、相当以上のスペックを満たすものであれば可とする。

項目	仕様・製品名など
サーバー形状	ラック型サーバー
OS	Windows Server 2025 Standard
CPU	Xeon Silver 4208 2.1GHz 1P/8C 相当以上
メモリー	8GB 以上
ハードディスク	SAS 300GB 以上×4 (RAID5+ホットスペア)

光学式ドライブ	DVD-ROM ドライブ (内蔵型)
電源	冗長化
ネットワーク	10Base-T/100BASE-TX/1000BASE-T
ディスプレイポート	VGA (アナログRGB)
USB ポート	3ポート以上
バックアップ装置	RDX 500GB 以上 USB3.0接続
無停電電源装置 (UPS)	ラック型

OSライセンスなど業務システムの利用に際し、必要になるライセンスや周辺機器などを全て含むこと。（クライアントアクセスライセンス（CAL）については本市で所有しているため本業務には含めない）

② クライアントの要件

クライアントについては既設のものを使用すること。

(ア) 各課が使用するクライアントの台数は次の通りである。

1. クライアント × 12台

(イ) 既設のクライアントの仕様および主なソフトウェア製品は次の通りである。

項目	仕様・製品名など
クライアント形状	ノートパソコン
OS	Windows11
CPU	Corei5-1235U
メモリー	8GB
オフィス製品ソフトウェア	Microsoft Office 365 ※必須
マウス	光学式マウス

③ ネットワークの要件

(ア) 現行の基幹系（マイナンバー利用事務系）ネットワークを使用し、システムを構築すること。

(イ) TCP/IPプロトコルを基本とし、ミドルウェアに依存する独自プロトコルを使用しないこと。

④ データ保管に関するセキュリティ事項

(ア) 保管するデータベースに関しては暗号化されていること。

(イ) その他個人情報等の取扱いに関する特記仕様書を遵守すること。

⑤ 機器設置・調整

導入する全ての機器の設置・調整を行い、システム稼働に必要な設定を施した上で動作確認すること。

(ア) 設置作業

当市が配備した各機器への電源を使用し、必要な設置作業を行うこと。受託者は設置に必要な電源緒元などの情報を事前に提供すること。

(イ) サーバーラック

当市が指定する既設のサーバーラックへサーバー関連機器を収納・設置すること前提とし、ラック内の配線に必要な長さのケーブル類を用意すること。空きスペース最大で5

ユニットを想定している。

(ウ) サーバーコンソール

当市が指定する既設のコンソールとキーボードやマウスとサーバーを接続すること。接続用のケーブルは当市が提供する。

(エ) ネットワーク機器

設置先のサーバーラック内に搭載するにあたり必要なLANケーブル等のネットワーク機器については当市から提供するものとする。

⑥ システム利用者と利用時間

(ア) システム利用者・端末数

同時利用のユーザー数は最大で端末の台数までを可能とすること。

システムを利用する登録可能な人数は端末の台数によらず利用する職員の増大を見込んで登録できること。

なお、現在想定する端末数と利用者数および利用場所は下記の通りです。

① 武蔵村山市子ども家庭支援センター

端末数：12台 利用者人数：23名

(イ) システムの稼働時間帯

原則として24時間365日稼働とする。（サーバーの再起動、メンテナンス時間を除く）

⑦ 現在の業務データ量

(ア) 当事者情報

児童件数：約1300件 管理方法：エクセルファイル

6. 業務要件

① システム要件

本システムにおける機能要件への基本的な考え方は以下の通りとし、詳細な要件については、要件定義・基本設計の工程において受託者と協議の上、決定する。

(ア) 機能要件

本システムの利用条件（利用者数や利用時間帯）を考慮し、繁忙時においても円滑に業務運用ができる安定したシステム機能が確保できること。また、当市が要求する機能要件を充足すること。（別紙、「児童相談管理システム機能要件適合表（案）」を参照のこと）

② 業務データ保存要件

(ア) システム利用期間中において要保護児童に関する各種情報は継続して保存すること。

(イ) システム利用期間（5年間）経過後の業務データの増加を考慮したシステム構成を提案すること。

7. システム基本仕様

(1) 児童基本情報

① 氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。

- ② 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。
- ③ 氏名（カナ）と生年月日が同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を促すこと。
- ④ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。
- ⑤ 基本情報を修正した場合、変更履歴へ保存されること。

（2）児童相談情報管理

① 児童相談ケース

- 1. 各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。
- 2. ケース番号、受付日時、ケース担当者、相談経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。
- 3. 対応（処理）の内容と処理日の管理ができること。
- 4. 関係機関の管理ができること。
- 5. 経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容）の管理ができること。
- 6. 終結日と終結理由の管理ができること。

② 業務帳票

- 1. 児童記録票の出力ができること。
- 2. ケース進行管理表の出力ができること。
- 3. ケース会議票の出力ができること。
- 4. 経過記録表の出力ができること。
- 5. 送致書、転出先等への通知書が出力できること。
- 6. 相談実績を担当者ごとや全体として集計し、月報として出力できること。

③ 統計帳票

- 1. 東京都福祉行政統計が出力できること。

④ 要保護児童等情報共有システムへの対応

- 1. 厚生労働省が構築する「要保護児童等情報共有システム」に提供する所定形式の CSV ファイルの出力ができること。

（3）その他の情報の管理・出力機能

- ① ユーザーID、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること
- ② 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。
- ③ 端末IPアドレス、ユーザーIDや操作内容等をログに保存できること。いつどの職員が、どの端末から、どのような操作・処理を行ったのかを把握できること。

（4）システム連携

- ① 住民基本台帳システムと連携し、住民基本台帳情報とデータの同期を行う機能を実装すること。なお、標準化対応においても同期を行えるように実装すること。
- ② 住民基本台帳システムで作成した異動データをCSV形式で抽出し、当市にて所定のフォル

ダに保管し、日次の周期で取得すること。

- ③ 抽出する連携データは標準的なCSVファイル形式とする。
- ④ 本市が提供する文字コードの変換表（テキストファイル形式の対比表）を使用し、業務システム側で取り扱う文字コードへ変換すること。（住民基本台帳システム側の文字コードからUTF-8へのコード変換）

（5）既存データ移行

- ① 過去に相談のあった児童情報とケース情報を本システムへデータ移行すること。
- ② データ移行に使用する所定の移行用シートの様式は受託者が提供すること。
- ③ 既存データ移行のための移行用シートへの記入は本市にて行う。
- ④ データ移行について、当市の負担を軽減する方法があれば提案すること。なお、既存データ移行についての詳細は事業者選定後、双方協議の上決定することとする。

（6）その他

- ① こども家庭センター向けの児童福祉機能サポートプラン出力機能を有すること。
- ② その他当市に有益な機能等があれば提案すること。

8. 操作研修の実施、操作説明書の提供

システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を当市が用意する施設にて実施すること。なお、研修には本システムを利用すること。

研修内容は以下の通り。（本庁での集合研修を想定）

（1）利用者向け操作研修

（ア）対象者 10名程度 イ 時間数 半日程度 1回

（2）管理者向け研修

（ア）対象者 6名程度 イ 時間数 半日程度 1回

（3）操作説明書の提供

（ア）研修で使用するマニュアルを作成し、対象者分の部数を準備すること。

（イ）操作説明書はオンラインでの提供も可とし、成果物として必要最小限の部数を提供すること。

9. 業務期間と主な導入スケジュール

本業務の契約期間は令和8年4月（予定）より令和8年11月30日とする。

- ・ 契約 令和8年4月上旬
- ・ 導入打ち合わせ 令和8年4月中旬
- ・ 最終納期 令和8年8月31日
- ・ 本稼働 令和8年9月1日から

10. その他事項

（1）導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と行うこと。

(2) 納品物

導入に関する仕様書一式及びこれが記録されたCD-Rを納品すること。

(3) 仕様変更

本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

(4) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。

(5) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。

(6) 個人情報等の取扱いに関して

別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」のとおりとする。

以上